

「高齢者や子供を事件事故から守る地域安全協定」に関する協定書

登米市介護保険事業者連絡協議会（以下「甲」という。）と社会福祉法人恵泉会（以下「乙」という。）、佐沼警察署及び登米警察署（以下「丙」という。）は、高齢者と子供が事件事故に遭わずに安心して暮らすことのできる登米市の実現のために、次のとおり合意し、本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙、丙が相互に連携・協力して、高齢者や子供が事件事故に遭わないための各種活動を推進し、もって安全で安心な登米市の実現を図ることを目的とする。

（推進事項）

第2条 甲、乙、丙は、次に掲げる事項について協力・推進することとする。

- (1) 甲及び乙は、事業活動におけるデイサービス等の訪問や移動時において、高齢者や子供の見守り活動を行うものとする。
- (2) 甲及び乙は、高齢者や子供が被害者となる事件・事故、行方不明者等を認知した場合において、被害者・傷病者の一時的な保護及び警察への通報を行うものとする。
- (3) 甲及び乙は、事業活動において、高齢者等が被害に遭わないための特殊詐欺被害防止及び各種犯罪被害防止等の広報啓発活動を行うものとする。
- (4) 甲及び乙は、業務車両に搭載するドライブレコーダーを活用することにより、高齢者や子供の見守りの目を強化するものとする。
- (5) 甲及び乙は、丙の要請に基づき、業務車両に搭載するドライブレコーダー等の録画装置の記録データを保存・提供するものとする。
- (6) 丙は、甲及び乙に対し、管内の事件事故発生状況や予防活動に伴う協力要請等、本協定の目的達成のため必要な情報の提供を行うものとする。
- (7) その他、地域住民の安全安心を図るために必要と認められる各種活動に取り組むものとする。

（留意事項）

第3条 この協定は、甲及び乙の業務を制約するものではなく、また、特別な義務や権限等を与えるものではない。

- 2 甲及び乙は、この協定に基づく活動を行うときは、安全を最優先に無理な追跡や接触はしないこととする。
- 3 甲及び乙は、この協定に基づく活動を行うときは、交通ルール、交通マナーを遵守して安全運転に心掛けるものとする。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、この協定書の運用に際して知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

（協定の運用）

第5条 この協定の効力は、甲乙丙いずれかの解除の申出がない限り継続するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲及び乙、丙が協議してこれを決定するものとする。

（連絡調整）

第7条 この協定書に関する連絡調整は、それぞれ次の者が担当するものとする。

甲 登米市介護保険事業者連絡協議会事務局
乙 社会福祉法人恵泉会法人本部
丙 佐沼警察署生活安全課
登米警察署生活安全課

附則

- 1 この協定は、締結の日から適用する。
- 2 この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、各自1通をそれぞれ保有する。

令和2年12月4日

（甲）登米市介護保険事業者連絡協議会

会長

太田 陽平

（乙）社会福祉法人恵泉会

理事長

松坂 勝司

（丙）宮城県佐沼警察署

署長

天野 葵克

宮城県登米警察署

署長

森 脩

